

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所育児休業等に関する規程の実施細則

平成17年4月1日

17細則第11号

改正 平成24年4月1日24細則第1号

改正 平成27年4月1日27細則第18号

改正 令和4年5月18日4細則第3号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所育児休業等に関する規程（平成17年17規程第24号。以下「育児休業規程」という。）の実施に関しては、この細則の定めるところによる。

(育児休業することができない職員)

第2条 育児休業規程第2条第1項の別に定める職員は、プロジェクト研究員、特任研究員、有期事務補助員等、無期事務補助員、研究調整専門員、研究戦略企画専門員、研究契約等専門員、プログラムディレクター、プログラムオフィサー、顧問、相談役、総括スーパーバイザー、上席研究員、栽培管理技術員、再雇用職員及び任期付研究員（以下「プロジェクト研究員等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、その養育する子が1歳6か月に達する日までに労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでないプロジェクト研究員等は、育児休業をすることができる。

(育児休業規程第2条第2項の別に定める特別の事情)

第3条 育児休業規程第2条第2項の別に定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより効力を失い、又は第8条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了したこと。

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により理事長に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

(4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより

当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

(育児休業の承認の請求手続)

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 理事長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業規程第3条第2項の別に定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとする。

(育児休業をしている職員が有する職)

第7条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(育児休業の承認の取消事由)

第8条 育児休業規程第5条第2項の別に定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(子が死亡した場合等の届出)

第9条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第10条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を

受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（第8条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業に係る人事異動通知書の交付）

第11条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書（別紙記載要領による。）を交付しなければならない。

- （1）職員の育児休業を承認する場合
- （2）職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- （3）育児休業した職員が職務に復帰した場合
- （4）育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

（育児時間をすることができない職員）

第12条 育児休業規程第8条第1項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1）育児時間により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- （2）前号に掲げる職員のほか、育児時間をしようとする時間において、育児時間により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児時間の承認）

第13条 育児時間の承認は、勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則第24条第10号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所プロジェクト研究員就業規則第2条第9号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所特任研究員就業規則第2条第9号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所事務補助員及び技術補助員就業規則第3条第7号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究調整専門員等就業規則第3条第6号及び第11条第2項第11号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所栽培管理技術員就業規則第2条第9号、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所再雇用職員就業規則第4条第7号及び第11条第2項第11号並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所任期付研究員就業規則第3条第9号休暇を承認されている職員に対する育児時間の承認については、1日につき2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（育児時間の承認の請求手続）

第14条 育児時間の承認の請求は、育児時間承認請求書（様式第3号）により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、育児時間の承認の請求について準用する。

(育児時間の承認の取消事由等)

第15条 第8条及び第9条の規定は、育児時間について準用する。

(雑則)

第16条 育児休業承認請求書、養育状況変更届及び育児時間承認請求書は、3年間保管するものとする。

附 則 (平成17年4月1日17細則第11号)
この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日24細則第1号)
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27細則第18号)
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月18日4細則第3号)
この細則は、令和4年4月1日から施行する。